様式第一（第４条関係）

事業再編計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

農業競争力強化支援法第18条第１項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業再編の目標
２．事業再編の内容
３．事業再編の実施時期
４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
５．事業再編に伴う労務に関する事項
６．その他

（備考）

１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．事業再編の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

(2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標（任意の指標を設定する。）並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針（平成29年農林水産省・経済産業省告示第４号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

２．事業再編の内容

(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業再編に係る事業の内容を記載する。

① 事業再編計画の対象となる事業を記載する。

② 農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第２条第５項第１号の措置と同項第２号の農業生産関連事業の方式の変更とに分けて事業再編計画の具体的内容を要約的に記載する。

③ ②の記載中において、次の説明を記載する。

イ 当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

ロ 一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

④ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。

⑤ ④の記載中において、次の説明を記載する。

イ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係

ロ 農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係

(2) 事業再編を行う場所の住所を記載する。

(3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業再編を実施する場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第１条第２項の関係事業者又は同条第３項の外国関係法人であることの説明を記載する。

(4) 別表１により、事業再編を実施するための措置の内容については、法第２条第５項第１号の措置及び同項第２号の農業生産関連事業の方式の変更ごとに法第２条第５項第１号及び第２号

並びに規則第１条第１項各号に掲げる措置に照らして記載する。

(5) 別表２により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。このうち、法第18条第５項に規定する事業再編促進設備等に該当する場合にはその旨記載する。

(6) 別表３により、法第18条第４項の事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類について記載する。

(7) 別表４により、事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴い不動産の譲渡又は譲受けを予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

３．事業再編の実施時期

(1) 事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

(2) 別表５により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

(2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表６により記載する。

５．事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下(2)から(5)まで同じ。）

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

(4) (3)中、新規採用される従業員数

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

６．その他

(1) 農業競争力強化支援法施行令（平成29年政令第206号。以下「令」という。）第１条並びに規則第10条第１号及び第２号に該当するものは、次の事項を記載する。

① 事業再編を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第１条第１号又は規則第10条第１号若しくは第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

② 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

(2) 令第１条第１号又は規則第10条第１号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

(3) 規則第10条第２号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項は、別表７により記載する。

別表１

事業再編の措置の内容

| 措置事項 | | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 |
|---|---|---|---|
| 法第２条第５項第１号の要件 | | | |
| | 合併 | | |
| | 分割 | | |
| | 農業生産関連事業の譲渡又は譲受け | | |
| 規則第１条第１項の要件 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 一　株式交換 | | |
| | 二　株式移転 | | |
| | 三　資産の譲渡又は譲受け | | |
| | 四　出資の受入れ | | |
| | 五　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。） | | |
| | 六　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。） | | |
| | 七　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。） | | |
| | 八　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。） | | |
| | 九　会社又は外国法人の設立又は清算 | | |
| | 十　有限責任事業組合に対する出資 | | |
| | 十一　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄 | | |
| 法第２条第５項第２号の要件 | | | |
| | 農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化 | | |

(注)

１．事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

(1) 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。

(2) 分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載

する。
(3) 事業の譲渡については、譲り渡す事業の内容及び価額並びに譲渡期日を記載する。
(4) 事業の譲受けについては、譲り受ける事業の内容及び価額並びに譲受期日を記載する。当該事業の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
(5) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。
(6) 資産の譲渡については、譲り渡す資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。
(7) 資産の譲受けについては、譲り受ける資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受期日を記載する。当該資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
(8) 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。
(9) 出資の受入れについては、当該出資受入前の資本金の額、受入額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。
(10) 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
(11)関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。
(12)外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。以下この項目において「株式等」という。）の取得については、当該取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、当該取得する株式等の総数及び当該取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
(13)外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。以下この項目において「株式等」という。）の譲渡については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。
(14)会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
(15)会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
(16)有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目

的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第８条第１項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

(17)保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、帳簿価額、撤去又は廃棄期日及び施設又は設備の相当程度の撤去又は廃棄の比率をそれぞれ記載する（詳細については、別表３に記載）。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合には、その旨を記載する。

別表２

事業再編に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

| | 設備等の種類 | 事業再編促進設備等の該当 | 設備等の名称 | 用途 | 設置場所 | 単価 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 小　計 | | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | | | |

別表３

事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類

（施設）

１．撤去する施設の内容及び帳簿価額

（単位：百万円）

| | 所在家屋番号 | 種類・構造 | 用　　途 | 床面積 | 帳 簿 価 額 | 撤去期日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| | | | | 合　計 | | |

２．撤去する前に保有する全ての施設の帳簿価額の合計額　　（単位：百万円）

| |
|---|
| |

3．施設の相当程度の撤去の比率　　％

（注）「1．撤去する施設の内容及び帳簿価額」の合計額を「2．撤去する前に保有する全ての施設の帳簿価額の合計額」で除したものを記載する。

（設備）

1．廃棄する設備の内容及び帳簿価額

（単位：百万円）

| | 設置場所 | 設備の名称 | 用途 | 数量 | 帳簿価額 | 廃棄期日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| | | | | 合計 | | |

2．廃棄する前に保有する全ての設備の帳簿価額の合計額　　（単位：百万円）

| |
|---|
| |

3．設備の相当程度の廃棄の比率　　％

（注）「1．廃棄する設備の内容及び帳簿価額」の合計額を「2．廃棄する前に保有する全ての設備の帳簿価額の合計額」で除したものを記載する。

別表4

譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容

（土地）　　（単位：㎡）

| | 所在地番 | 地目 | 面積 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

（家屋）　　（単位：㎡）

| | 所在家屋番号 | 種類・構造 | 床面積 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

（注）　譲渡又は譲受けについて、その他欄に記載する。事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲渡先名又は譲受け元

名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表５

事業再編の実施時期

| 年　　度 | 実　　施　　内　　容 |
|---|---|
| 年度 | |
| 年度 | |
| 年度 | |
| 年度 | |
| 年度 | |

別表６

事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

| 費用＼調達先 | 資金の借入れ | 自己資金 | そ の 他 | 合　　計 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 所要額 | | | | | |

（注）

１．「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

２．社債又は資金の借入れについて法第24条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

３．法第25条第１項の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業再編を行うのに必要な資金の額の合計を、公庫の名を示しつつ「備考」に記載する。

４．資金の借入れについて法第26条第１項の規定に基づく公庫による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

５．法第27条第１号若しくは第４号の規定に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）からの出資の受入れ若しくは資金の借入れ又は同条第２号に基づく支援対象事業再編等支援団体からの出資の受入れを予定する場合には、その旨及び認定事業再編計画を行うのに必要な資金の額の合計を、支援機構又は支援対象事業再編等支援団体の名を示しつつ「備考」に記載する。

６．規則第４条第３項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該事業再編債権者の氏名（当該事業再編債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表７

１．事業再編促進対象事業者の国内売上高合計額

（単位：百万円）

| | | |
|---|---|---|

| | 甲 | 乙 |
|---|---|---|
| 事業再編促進対象事業者の名称 | | |
| 国内売上高合計額 | （　　年　　月期現在） | （　　年　　月期現在） |
| 国内売上高合計額の算出の根拠 | | |

２．申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

| | |
|---|---|
| | |

（注）

１．事業再編促進対象事業者が３者以上の場合は、１．中「乙」に続けて、３者目以降の事業再編促進対象事業者を「丙」、「丁」等として記載する。

２．国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。

３．国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第２項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。

４．申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編に係る商品又は役務に関する事業再編促進対象事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編に併せて採ることとする措置の内容を記載する。